

マイナンバーカード  
ほか住民課お知らせ

# マイナンバーカード（個人番号カード）の 申請と休日窓口開設（予約制）のお知らせ

# 国民健康保険・後期高齢者医療保険の 限度額適用認定証の申請と更新

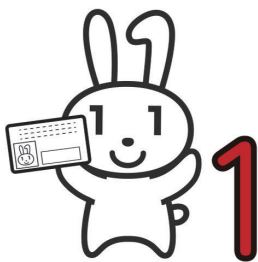
マイナンバー（個人番号）と本人確認を1枚で行える公的な身分証明書となる「マイナンバーカード」は、マイナンバーを利用する際に便利です。  
住民課では、町に住民登録のある方を対象に、マイナンバーカードの申請に必要な写真を無料で撮影し、申請のお手伝いをしていきますのでご利用ください。  
〔日時〕 役場開庁日（午前9時～11時・午後1時30分～4時）  
〔受付場所〕 役場住民課〔持ち物〕 通知カードに同封されている「個人番号カード交付申請書」、「申請用封筒」  
\*引越など申請書の内容が変更になった方や申請書をなくした方は、住民課で申請書を再発行しますので、本人確認書類をお持ちください。  
\*初回交付手数料は無料です。

（15歳未満の方、または成年被後見人に同行する法定代理人も同様に必要な）・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）  
更新手続きの方は、マイナンバーカード、更新手続きの通知、暗証番号がわかるもの  
\*交付、更新および写真撮影を希望される方は、予約のうえご本人が必要書類をご持参になり、役場住民課までお越しください。  
※予約、問い合わせは、住民課 ☎83・2182

入院などにより高額な医療を受けられる方で、その月の医療費（保険外診療を除く）が世帯の自己負担限度額を超えた場合、高額療養費の制度により、自己負担限度額を超えた分が後日払い戻しとなりますが、限度額適用認定証を事前に医療機関などの窓口で提示することで、窓口での支払いを世帯の自己負担限度額までにすることが可能です。  
また、住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の対象となります。  
○70歳未満の国民健康保険被保険者の方  
ご希望の方は、住民課総合窓口・子ども家庭支援センター（古里出張所）まで申請してください。  
○70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方  
令和3年8月1日以降、対象となる方（住民税非課税世帯ならびに現役並み所得の方）には、申請のご案内をお送りします。  
○後期高齢者医療被保険者の方  
過去に限度額適用の認定を受けた方で、令和3年8月1日以降も該当となる方（住民税非課税世帯）には、認定証を7月下旬頃にお送りします。  
\*令和3年度（令和2年中）の所得の申告をしていない方や、保険税（料）の滞納がある方は、交付を受けられない場合があります。  
※問い合わせは、住民課 ☎83・2182

## ●マイナンバーカード 交付の休日臨時窓口を 予約制にて開設します

マイナンバーカードの交付通知書（ハガキ）が届いていて、まだカードを受け取られていない方、電子証明書の更新手続きの通知が届いている方はぜひこの機会をご利用ください。  
また、マイナンバーカード申請用写真の無料撮影も行います。  
〔日時〕 8月14日（土）（午前9時～11時・午後1時～4時）  
〔受付場所〕 役場住民課〔持ち物〕 交付を受ける方は、交付通知書（ハガキ）・通知カード・本人確認書類



（15歳未満の方、または成年被後見人に同行する法定代理人も同様に必要な）・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）  
更新手続きの方は、マイナンバーカード、更新手続きの通知、暗証番号がわかるもの  
\*交付、更新および写真撮影を希望される方は、予約のうえご本人が必要書類をご持参になり、役場住民課までお越しください。  
※予約、問い合わせは、住民課 ☎83・2182

入院などにより高額な医療を受けられる方で、その月の医療費（保険外診療を除く）が世帯の自己負担限度額を超えた場合、高額療養費の制度により、自己負担限度額を超えた分が後日払い戻しとなりますが、限度額適用認定証を事前に医療機関などの窓口で提示することで、窓口での支払いを世帯の自己負担限度額までにすることが可能です。  
また、住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の対象となります。  
○70歳未満の国民健康保険被保険者の方  
ご希望の方は、住民課総合窓口・子ども家庭支援センター（古里出張所）まで申請してください。  
○70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方  
令和3年8月1日以降、対象となる方（住民税非課税世帯ならびに現役並み所得の方）には、申請のご案内をお送りします。  
○後期高齢者医療被保険者の方  
過去に限度額適用の認定を受けた方で、令和3年8月1日以降も該当となる方（住民税非課税世帯）には、認定証を7月下旬頃にお送りします。  
\*令和3年度（令和2年中）の所得の申告をしていない方や、保険税（料）の滞納がある方は、交付を受けられない場合があります。  
※問い合わせは、住民課 ☎83・2182

